

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第 1 面)

産業廃棄物処理計画書	
令和6年 5月20日	
山口県知事 殿	
提出者 〒757-0012	
住 所 山陽小野田市大字埴生1388番地25	
氏 名 株式会社イノウエ	
代表取締役 井上隆之	
電話番号 0836-76-2787	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条第 9 項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	株式会社イノウエ
事業場の所在地	山陽小野田市大字埴生1388番地25
計画期間	令和 6年 4月 1日～令和 7年 3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	総合建設業
② 事業の規模	134,757千円
③ 従業員数	20人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1-1のとおり

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図)			
別紙1-2のとおり			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙2-1のとおり	
	排 出 量	3658 t	t
	(これまでに実施した取組) 受注形態や受注量により増減するが、現場で検討し抑制に努める		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙2-1のとおり	
	排 出 量	3658 t	t
	(今後実施する予定の取組) 引き続き従来を取り組みを継続する		
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) がれき類、木くず等の現場内での分別推進		
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 引き続き従来を取り組みを継続する		

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	なし	
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
	なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	なし	
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
	なし		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	なし	
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	なし	
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
	なし		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	なし	
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	なし	
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) なし		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙2-1のとおり	
	全 処 理 委 託 量	3658 t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	3658 t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(これまでに実施した取組) 受注形態や受注量により増減するが、現場で検討し抑制に努める		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙2-1のとおり	
	全 処 理 委 託 量	3658 t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
	引き続き従来を取り組みを継続する		
	※事務処理欄		

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別紙 1-1

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

④産業廃棄物の一連の処理の工程

- ・ がれき類 出来る限りの分別を行い、コンクリート殻及びアスファルト殻は再生処理業者に委託して再生砕石として再資源化を行う。
 その他のがれき類は最終処分業者に委託して確実に処分する
 また石綿含有産業廃棄物は確実に安定型処分地を確保し、適正に処理する。
- ・ 木くず 再生処理業者に委託し、チップとして再生資源化を行っている
- ・ 廃プラスチック 中間処理業者に委託し、破碎・圧縮などを行い中間処理を行っている
- ・ 廃アルカリ 再生及び中間処理業者に委託し、処理を行っている
- ・ 鉋さい 最終処分業者に委託し、適正に処理を行っている

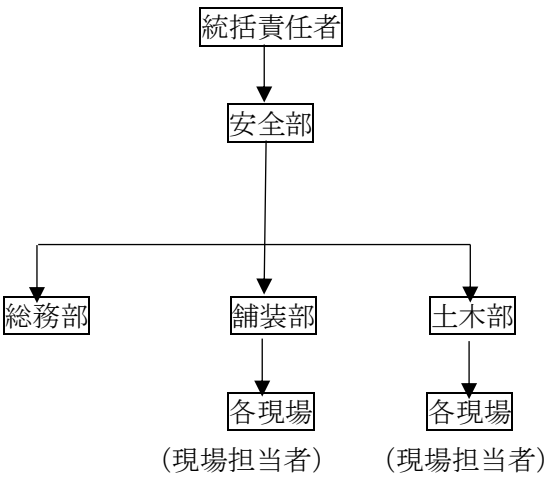
別紙 1-2

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

○役割

・ 統括責任者	代表取締役	①産業廃棄物処理方針の策定 ②産業廃棄物に関する各種事項の承認
・ 廃棄物担当者	安全部長 総務担当	①社員に対する教育 ①産業廃棄物管理状況の把握 ②監督官庁への各種報告及び届出 ③産廃処理計画の作成
・ 現場担当者	舗装・土木部長 現場責任者	①処理業者、再利用業者の選定及び管理 ②関連会社に関する教育 ①処理業者、再利用業者の選定及び管理 ②関連会社に関する教育 ③委託契約の締結 ④産業廃棄物管理票の交付、管理

○管理組織図



多量排出事業者の産業廃棄物処理計画書(補足)(令和6年度計画)

別紙2-1

多量排出事業者 名 称	株式会社イノウエ	所在地(市町名)	山陽小野田市	事業の種類	総合建設業
-------------	----------	----------	--------	-------	-------

(単位:トン)

区分	種 類	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項									
		排出量		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用業者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
		現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
産業廃棄物	燃え殻																				
	汚泥																				
	廃油																				
	廃酸																				
	廃アルカリ	2	2									2	2			2	2				
	廃プラスチック類	14	14									14	14			14	14				
	紙くず																				
	木くず	513	513									513	513			513	513				
	繊維くず	2	2									2	2			2	2				
	動植物性残さ																				
	動物系固形不棄物																				
	ゴムくず																				
	金属くず	15	15									15	15			15	15				
	ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず																				
	紙さい																				
	がれき類	3,112	3,112									3,112	3,112			3,112	3,112				
物	動物のふん尿																				
	動物の死体																				
	ばいじん																				
	13号廃棄物																				
計 (A)		3,658	3,658	0	0	0	0	0	0	0	0	3,658	3,658	0	0	3,658	3,658	0	0	0	0